

東京都市計画流通業務団地の変更（東京都決定）

東京都市計画流通業務団地南部流通業務団地を次のように変更する。

名 称	南部流通業務団地				
位 置	大田区平和島二丁目、平和島三丁目及び平和島六丁目各地内				
面 積	約 6 4 . 7 h a				
流通業務施設	面 積	建築物の建築面積の 敷地面積に対する割合 ^{注2}	建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割合	建築物の高さの制限	備 考
流通業務施設 ^{注1}	約 5 1 . 3 h a	6 / 1 0	なし	なし	
	注 1：流通業務市街地整備法（昭和 4 1 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号までの各号に掲げる施設をいう。 注 2：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 5 3 条第 3 項第 1 号イのうち耐火建築物又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1 0 分の 1 を加えた数値とする。				
公 共 施 設 の 規 模	道 路	種 別・名 称		幅 員・延 長	備 考
		幹線街路放射第 1 8 号線 幹線街路環状第 7 号線 都市高速道路第 1 号線		別に都市計画に定めるとおり	
		区画街路		3 5 m ～ 8 m ・ 約 2 , 3 7 0 m	6 路線
	公 園	種 別	名 称	面 積	備 考
		街区公園	おおたキャナルサイドウォーク公園	約 0 . 3 h a	
	小 計	約 1 3 . 4 h a			

「区域、流通業務施設の敷地の位置及び公共施設の位置は、計画図表示のとおり」

理由： 近年の物流ニーズの多様化や高度化に対応し、業種の枠を超えた物流の効率化に向けた流通業務施設の機能更新を図るため、流通業務団地の都市計画を変更する。

変更概要

南部流通業務団地									
変更事項									
1. 流通業務施設の変更	トラックターミナル	面積	約	24.2	ha	→	}	流通業務施設	約 51.3ha
	卸売業	面積	約	15.1	ha	→			
	普通倉庫	面積	約	7.3	ha	→			
	冷蔵倉庫	面積	約	4.7	ha	→			
2. 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合				6/10		→	6/10	ただし、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項第 1 号イのうち耐火建築物又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあつては 10 分の 1 を加えた数値とする。	
3. 道路の幅員及び延長	幹線街路放射第 18 号線	幅員		92～70	m	→	}	別に都市計画に定めるとおり	
		延長		約 1,541	m	→			
	幹線街路環状第 7 号線	幅員		50～25	m	→			
		延長		497	m	→			
	都市高速道路第 1 号線	幅員		21	m	→			
		延長		1,541	m	→			
4. 区画街路の幅員、延長及び路線数	区画街路	幅員		35～20	m	→	35m～8m		
		延長		1,718	m	→	約 2,370	m	
		路線数		4 路線		→	6 路線		
5. 公園の追加		なし				→	種別	街区公園	
							名称	おおたキャナルサイドウォーク公園	
							面積	約 0.3 ha	